

(目的)

第1条 この告示は、四国のまんなか空き家バンク（空き家の売却又は賃貸を希望する所有者等から申込みを受けて空き家に関する情報を登録する制度。以下「空き家バンク」という。）を通じて市内の空き家に関する情報を提供する事業を実施することにより、空き家の有効活用を通して移住及び定住を促進し、もって地域の活性化に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 空き家 個人が居住を目的として取得し、かつ、現に居住していない又は近い将来において居住しなくなる予定の市内に存する建物及びその敷地をいう。
- (2) 所有者等 空き家に係る所有権を有する者又は売却若しくは賃貸を行う権利を有する者をいう。
- (3) 協定団体 空き家バンクの運営について市長と協定を締結した団体をいう。
- (4) 宅地建物取引業者 宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）第2条第3号に規定する宅地建物取引業者で市内に事業所を有するものをいう。
- (5) 調査 外観、内観等の状況及び市場性の調査をいう。
- (6) 仲介等 売却又は賃貸の契約の代理又は媒介をいう。
- (7) 媒介業者 調査及び仲介等を行う事業者をいう。
- (8) えひめ移住交流促進協議会 愛媛県への移住交流の促進に向け総合的な受入体制の整備、情報発信等を行う愛媛県内の行政機関、企業及び団体で構成される協議会をいう。
- (9) えひめ地域移住相談員 愛媛県に移住することを希望する者に対し、生活に関する情報の提供、助言等を行う者としてえひめ移住交流促進協議会から委嘱された者をいう。
- (10) 利用希望者 市内への定住を目的として、空き家バンクに登録された空き家の利用を希望する者をいう。

(空き家の登録申請等)

第3条 空き家バンクに空き家に関する情報を登録しようとする所有者等（以下「申請者」という。）は、空き家バンク登録申請書（様式第1号）に空き家バンク登録カード（様式第2号）を添えて市長に申請しなければならない。

- 2 市長は、前項の規定による申請があった場合は、協定団体に対し当該空き家に係る調査及び仲介等の協力を依頼するものとする。ただし、既に媒介業者が決定している空き家についてはこの限りでない。
- 3 協定団体は、前項の規定による依頼があった場合は、当該空き家に係る媒介業者を同団体の会員である宅地建物取引業者の中から選定するものとする。
- 4 媒介業者は、当該空き家に係る調査を行い、市長に調査の結果を報告するものとする。
- 5 市長は、空き家バンク登録申請書の内容の審査及び前項の規定による調査の結果の報告により、登録することが適当であると決定したときは空き家バンク登録決定通知書（様式第3号）により、登録することが不適当と決定したときは空き家バンク不登録決定通知書

(様式第4号)により、申請者に通知するものとする。

6 市長は、前項の規定による登録の決定をしたときは、速やかに当該空き家に関する情報を空き家バンク登録台帳(様式第5号)に登録するものとする。

7 前項の登録の期間は、当該登録の日から起算して2年とする。ただし、改めて第1項の規定による申請をすることにより、再度登録することができる。

(登録内容の変更)

第4条 前条第5項の規定による登録の決定の通知を受けた者(以下「登録者」という。)は、当該登録の内容に変更があったときは、速やかに空き家バンク登録変更届出書(様式第6号)により市長に届け出なければならない。

(登録の抹消)

第5条 市長は、第3条第6項の規定により登録した空き家が次の各号のいずれかに該当するときは、空き家バンク登録台帳における当該空き家に関する登録を抹消し、空き家バンク登録抹消通知書(様式第7号)により登録者に通知するものとする。

(1) 登録者から空き家バンク登録抹消届出書(様式第8号)の提出があったとき。

(2) 空き家に係る所有権又は売却若しくは賃貸を行う権利に異動があったとき。

(3) 第3条第7項に規定する登録の期間を経過したとき。

(4) 偽りその他不正な手段により登録したことが判明したとき。

(5) 前各号に掲げるもののほか、登録を抹消する必要があると市長が認めたとき。

(登録情報の公開)

第6条 市長は、登録した空き家に関する情報をインターネットサイト、広報紙等に掲載する方法により公開するものとする。

2 市長は、必要があると認めるときは、えひめ地域移住相談員に空き家の情報を提供することができる。

(交渉の申込み等)

第7条 利用希望者は、空き家バンク物件交渉申込書(様式第9号)に誓約書(様式第10号)を添えて市長に申し込まなければならない。

2 市長は、前項の規定による申込みがあった場合は、その内容を審査し、当該利用希望者が次の各号のいずれにも該当すると認めるときは、当該空き家の登録者及び媒介業者にその旨を通知するものとする。

(1) 空き家に定住し、又は定期的に滞在する者

(2) 自然環境、生活文化等に対する理解を深め、地域住民と協調して生活できる者

3 前項の規定による通知を受けた媒介業者は、遅滞なく利用希望者と交渉を行い、交渉が終了したときは、空き家バンク交渉結果報告書(様式第11号)により市長にその結果を報告しなければならない。

(登録者と利用希望者の交渉等)

第8条 市長は、登録者又は媒介業者と利用希望者との間における空き家の利用に関する交渉及び売買又は賃貸借の契約(以下「交渉等」という。)については、これに関与しないものとする。

2 交渉等に関する一切の疑義、紛争等については、当該交渉等に係る当事者間で解決するものとする。

(個人情報の取扱い)

第9条 登録者、利用希望者、媒介業者及びえひめ地域移住相談員は、空き家バンクにおける個人情報の取扱いについて、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 個人情報を漏えいし、滅失し、又は毀損することがないように適正に管理すること。
- (2) 個人情報を自己の利益若しくは不当な目的のために取得し、収集し、作成し、又は利用しないこと。
- (3) 個人情報は、利用終了後速やかに廃棄、消去その他の適正な措置を講ずること。

(適用上の注意)

第10条 この告示は、空き家バンクに登録された空き家について空き家バンク以外による空き家の取引を妨げるものではない。

(その他)

第11条 この告示の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、告示の日から施行する。